

# 六角川ポンプ運転調整方針

平成18年6月7日 六角川排水ポンプ運転調整協議会

1. 各排水機場地点で外水位（六角川・牛津川本川水位）がHWLを越えた場合は、運転調整（ポンプ停止）を実施すること。

※六角川14km600より下流は除く

2. 各排水機場の下流地点において、外水位がHWLに達した場合、各排水機場は運転調整（ポンプ停止）を実施すること。

下流地点の基準となる水位観測所は下記のとおりとする。

（六角川本川）

・24k100より上流に位置する排水機場

→新橋水位観測所（24k100地点）

（牛津川）

・4k500より上流に位置する排水機場

→砥川大橋水位観測所（7k400地点）

\* 水位上昇が大きい4k500より上流の区間は一連区間として砥川大橋水位観測所を基準とする。

3. 破堤・越水・漏水等、重大な災害が発生する恐れがある場合、災害が発生する恐れのある地点より上流側の排水機場は運転調整（ポンプ停止）を実施すること。

4. 運転調整（ポンプ停止）を実施した排水機場の運転再開については、雨域や潮位の状況から、増水の恐れがないと思われるとき運転の再開を実施できるものとする。

その場合の判断は、武雄河川事務所が行い、各排水機場管理者へ連絡を行う。

※上記2. 3. 4の場合は、武雄河川事務所より各排水機場管理者へ連絡を行う。